

多重・過剰債務の解決方法の理解

日本司法支援センター（法テラス）本部

事務局長付 常勤弁護士 鍋木 信行

本日の目的①



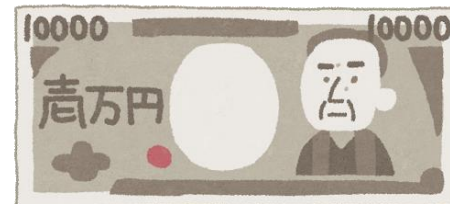
コロナによる休業
一時無給状態に



既にしていた借入
毎月の支払い困難に



給付金・貸付金



一時的に返済できても
借入の額が大きい場合、
結局後で払えなくなる

【問題の先送り】



福祉的支援



弁護士等の法的対応



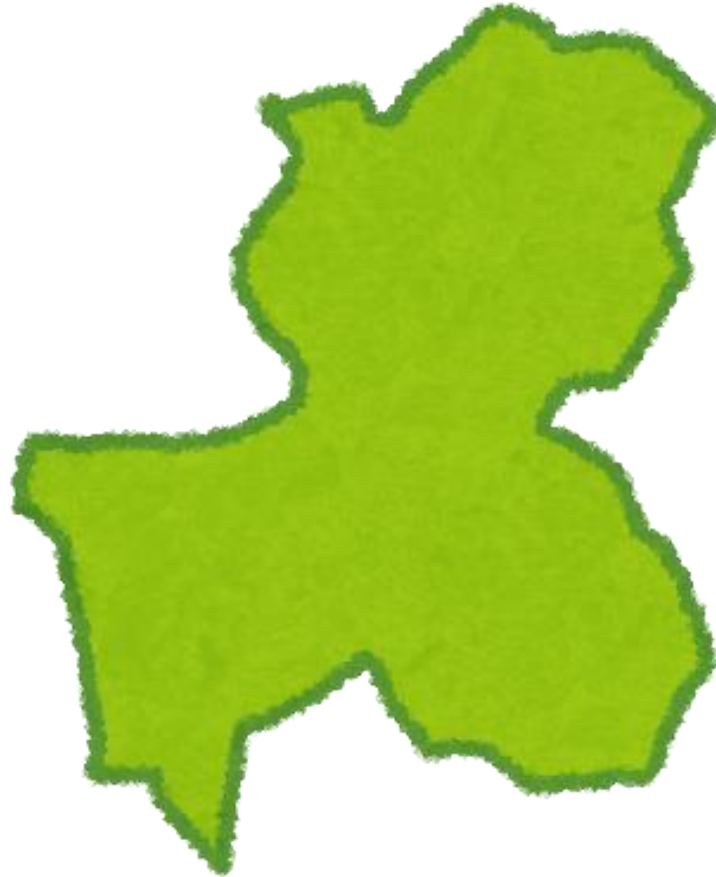
家計改善支援



【家計改善へ】

「司法も福祉の一部」であることを知ってもらう

本日の目的②



「自分の地域で」 どうすれば
家計改善支援と司法が連携できるかを考えてもらう

本日の構成

- 1 債務を払わないとどうなるのか
- 2 どんな解決方法があるか
- 3 「自分の地域で」
司法とどう連携するか

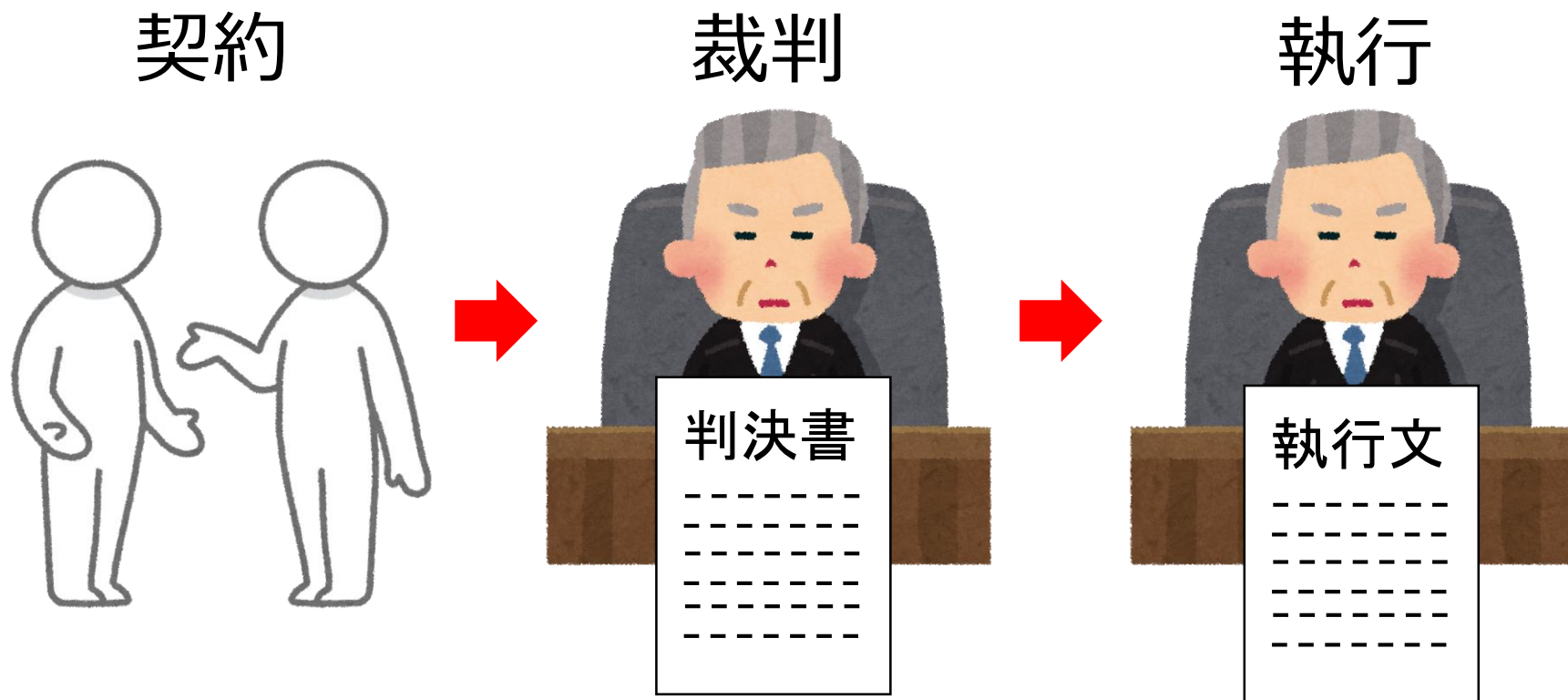
債務を払わないと
どうなるのか

力づくで払わせてもいい？



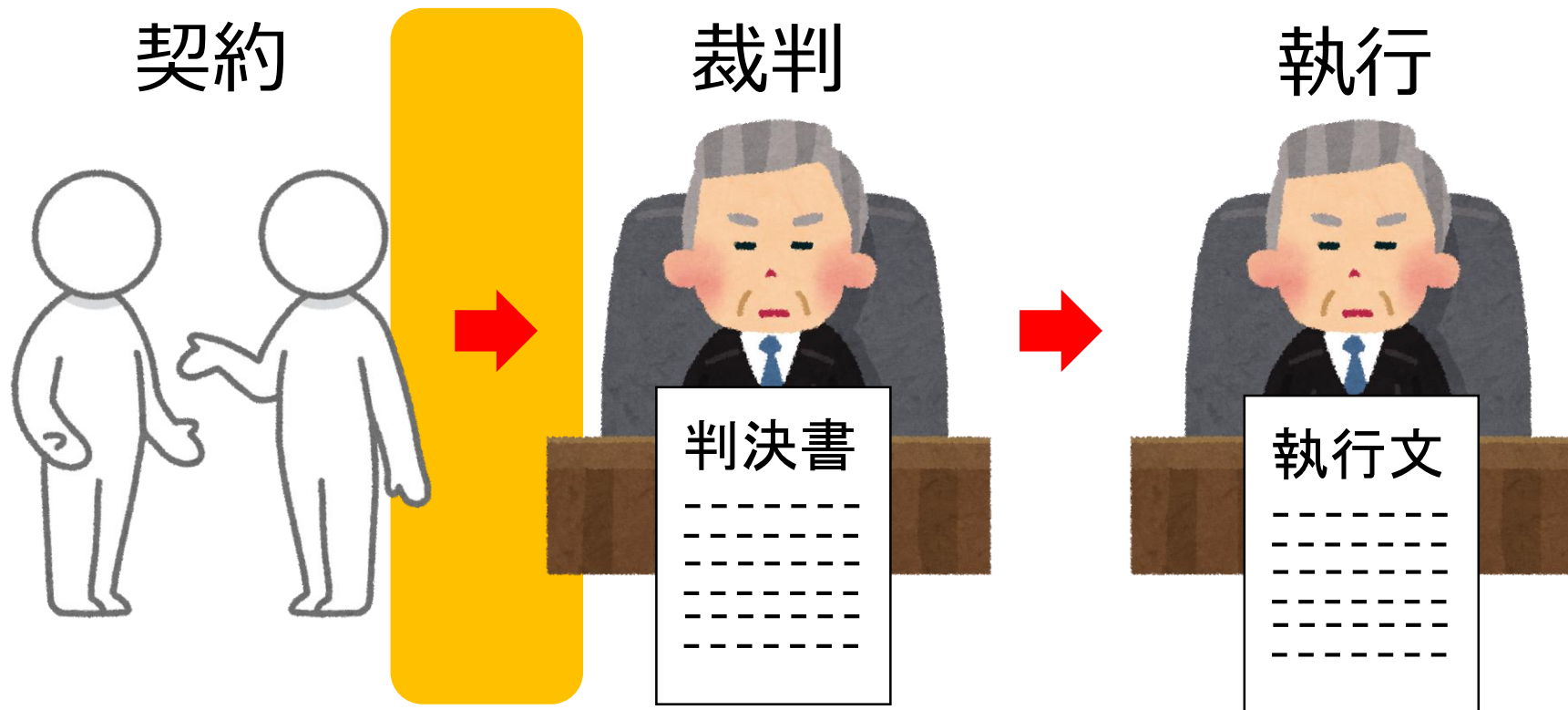
自力救済は禁止
裁判所で手続をとらなければならない

強制執行までの手続



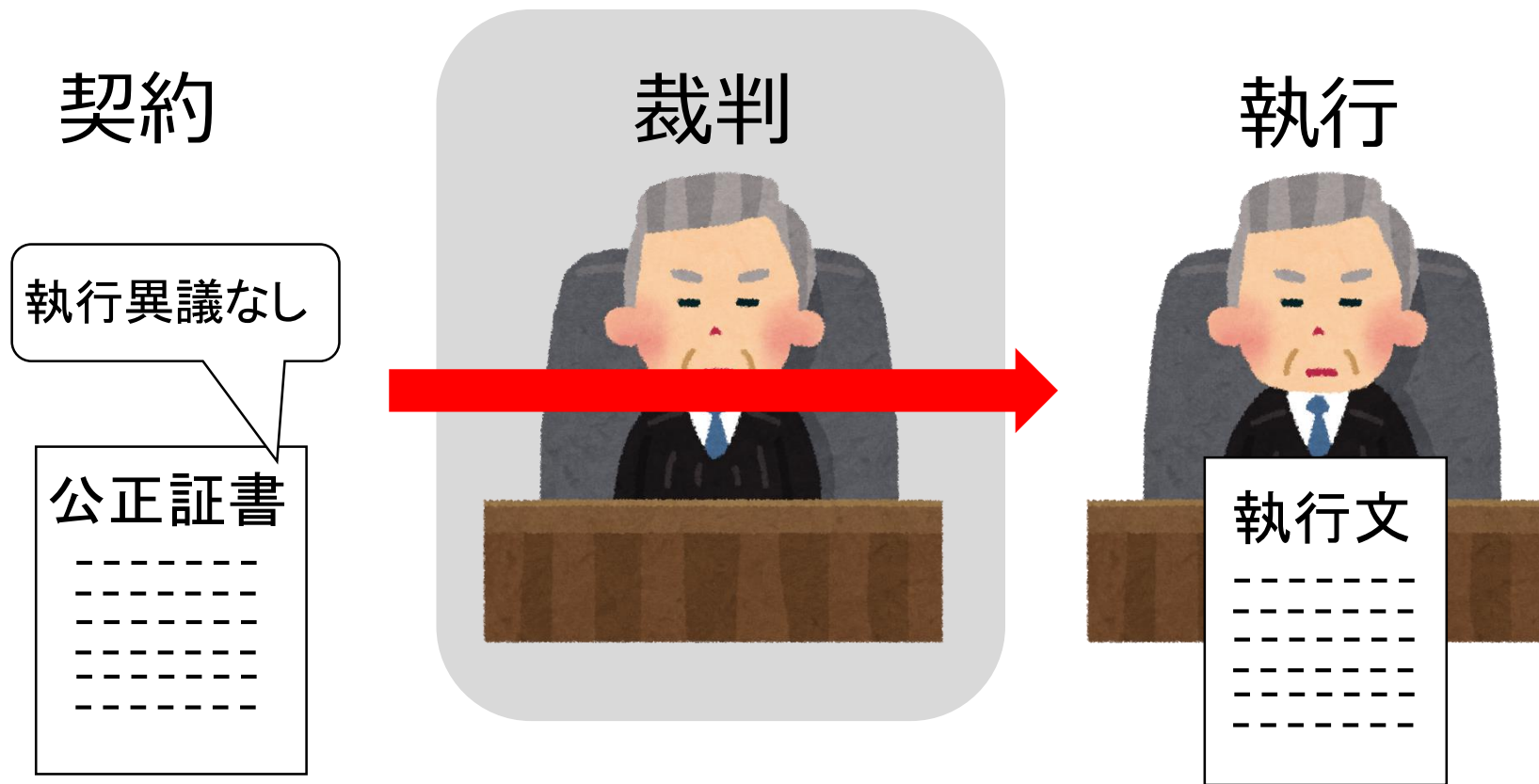
- ① 裁判所に訴訟を起こして判決をもらう
- ② さらに裁判所に執行の申立を行う

業者からの督促



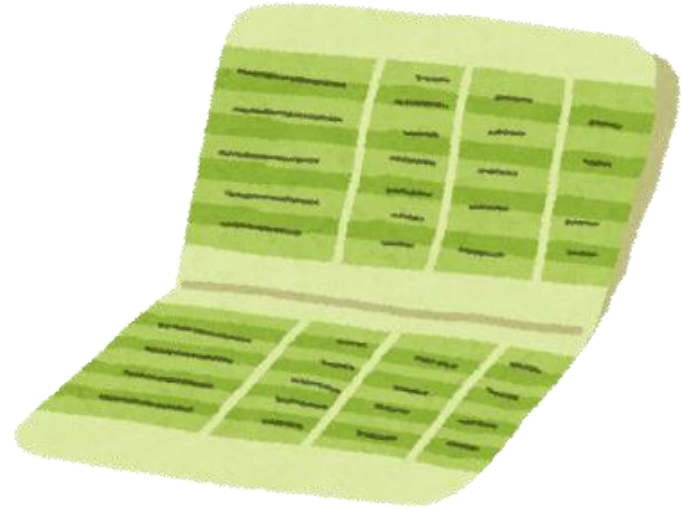
裁判に移行する前に任意の支払を求めている
(ただし、裁判所から来る「支払督促」には注意)

公正証書による強制執行



執行認諾文言のある公正証書は、
裁判を経ずに執行手続をとることができる

「何を」差し押さえられるのか



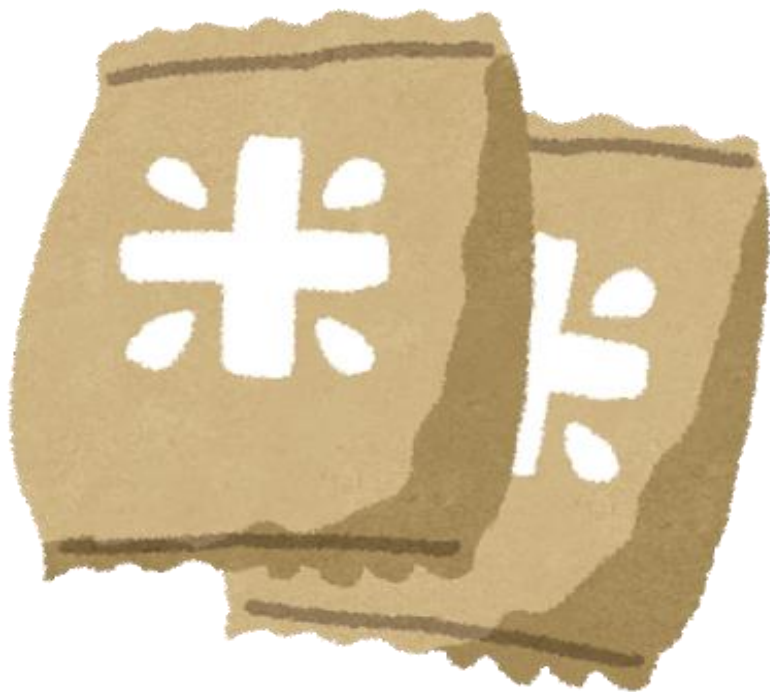
不動産・動産・債権
(ただし, 「差押禁止財産」以外のもの)

差押え禁止財産の例①



生活に欠くことのできない
衣服, 寝具, 家具, 台所用具, 畳, 建具 (民執法131①)

差押え禁止財産の例②



1ヶ月の生活に
必要な食料・燃料
(民執法131②)



66万円までの現金
(民執法131③, 民執令I)

差押え禁止財産の例③



$\frac{3}{4}$



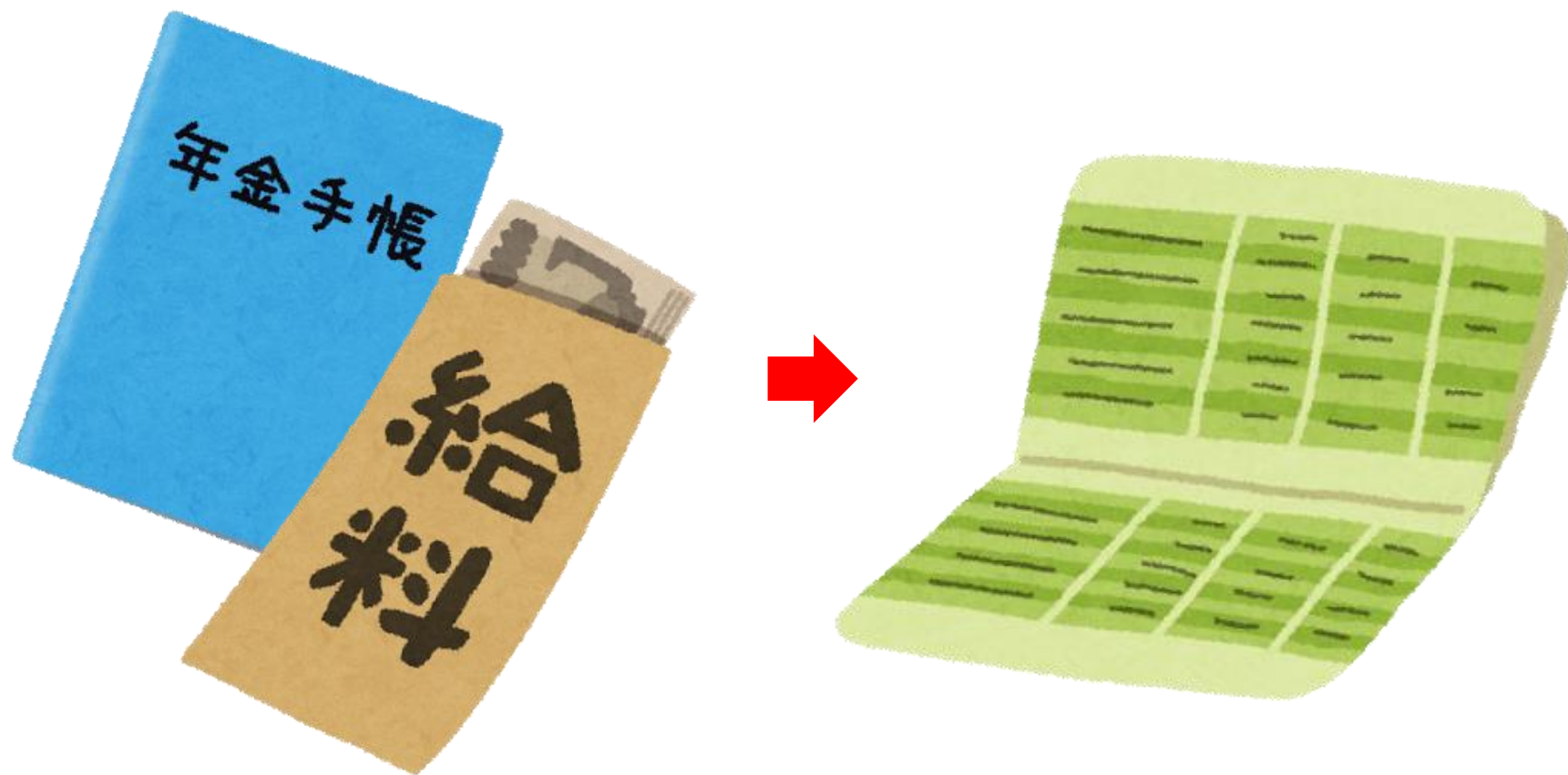
給料の4分の3

(4分の1は差押可能)
(民執法152 I ②)

年金受給権

生活保護費受給権

預金口座に振り込まれた給与・年金は？



預金債権として差押え可能

どんな解決方法があるか

どんな解決方法があるか①

債務の存在自体を争う (代表例)

騙された・脅された



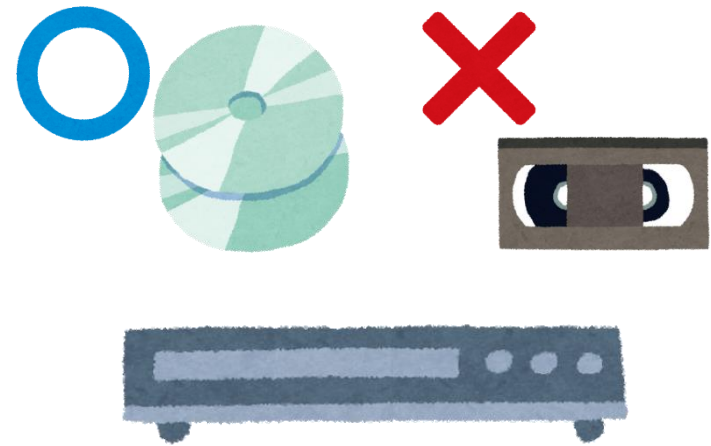
詐欺・強迫等を理由に
契約を取り消すことができる場合もある

間違えた

言い間違い



購入動機（目的）
達成できず



錯誤（まちがい）を理由に
契約の取り消しを主張できる場合もある

内容が極めて悪質



例えば、「ヤミ金」による高金利の貸付については、
公序良俗違反を理由に 契約の無効 を主張できる

相手に契約違反があった



契約を解除できる場合がある

冷静に考えたらやめたい



一定の種類の契約は、一定の期間、
「クーリング・オフ」ができる

時効



一定期間経過した債務は、時効の援用ができる
ただし、「時効の更新」に注意

時効の更新



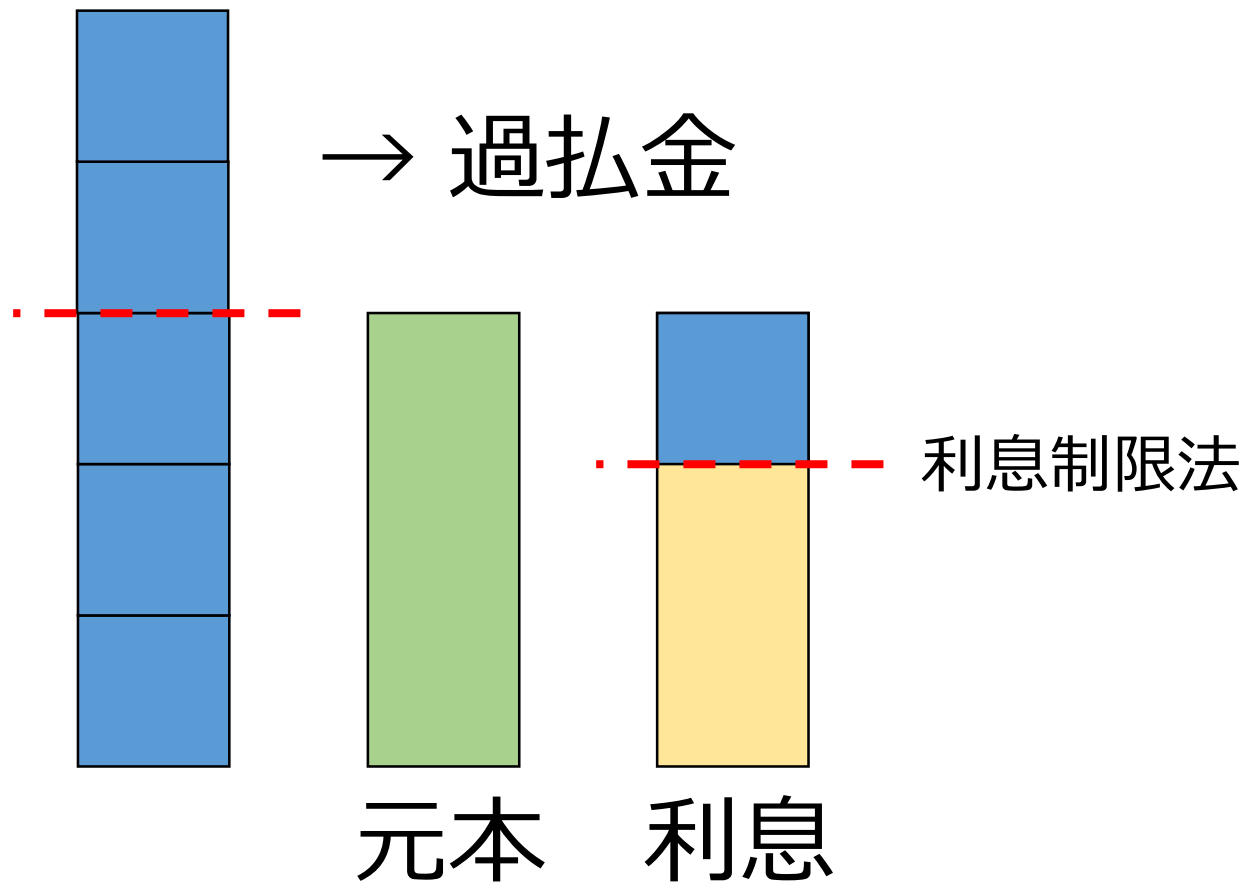
確定判決



認める・支払う等

時効の期間がリセットされる

実は払いすぎている



いわゆる「過払金」として返還求められる

どんな解決方法があるか②

分割で払う

任意整理



「合意」で債務総額、返済計画を変更する
(返済資金が必要、家計管理も重要)

住宅ローンの返済条件変更



「合意」で返済条件を変更する
(返済資金が必要, 家計管理も重要)

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則)

一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

↓ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

→ 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

一般社団法人

東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

🔗 ガイドラインについてのリンク集



自然災害による被災者の
債務整理に関する
ガイドラインについて



新型コロナウイルス
感染症に適用する
場合の特則について



被災された
皆さまへ



手続の流れ



利用状況



組織概要



登録支援専門家
・金融機関等
専用ページ

新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則について

対象者，対象債務，その他利用条件あり。詳細は，下記HPへ
一般社団法人
東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関
<http://www.dgl.or.jp/covid19/>

どんな解決方法があるか③

自己破産をして
免責を受ける
(支払わなくて良い状態)

自己破産のメリット



債務を支払わなくてよくなる（免責）

自己破産のデメリット



「一定の資産」を手放さなければならない

ブラックリストに載る
(新たな借入,
クレジットカード作成
しばらくできない)
※任意整理でも同じ

一定期間
一部の職業に
就けなくなる

自己破産のデメリット？



選挙権がなくなる



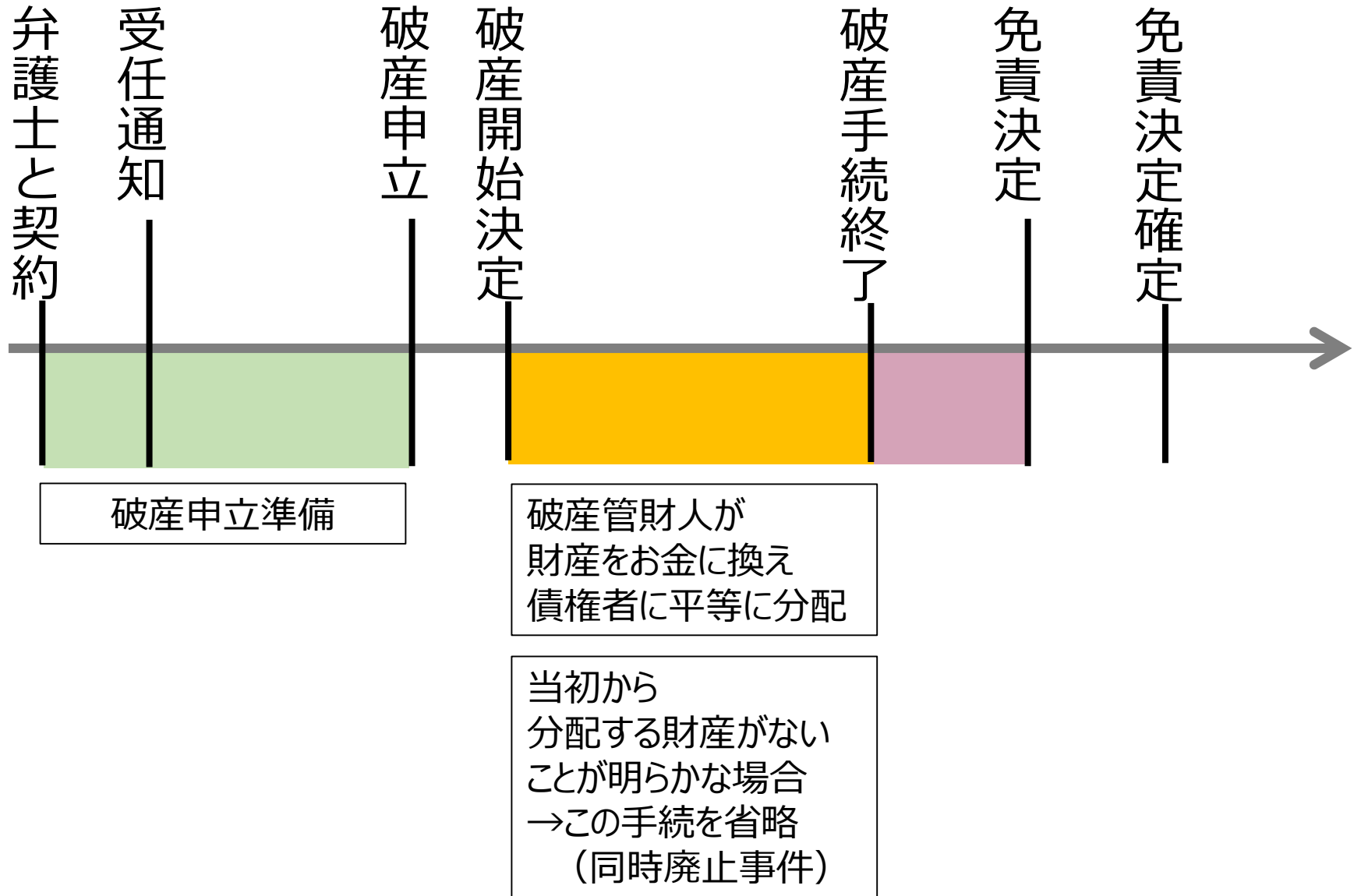
戸籍に載る



結婚できなくなる

上記は全てウソ

自己破産の手続



どんな解決方法があるか④

一部を免除
一部を分割で払う

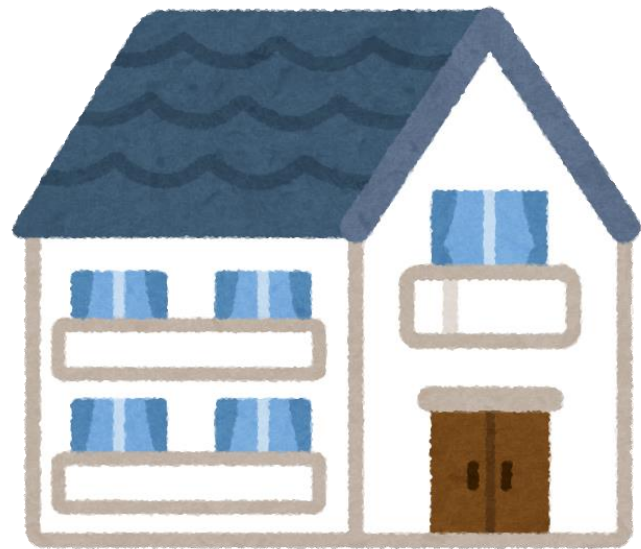
個人再生



個人債権者

一部を免除，一部を分割払い
(裁判所の手続)

住宅資金特別条項利用の場合



住宅ローン

家を残したまま
分割で返済

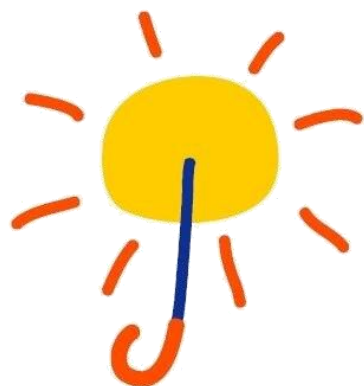
「自分の地域で」
司法とどう連携するか

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

費用が払えなくても
債務整理できる？

無料法律相談（民事法律扶助）

②費用支払



法テラス



弁護士等



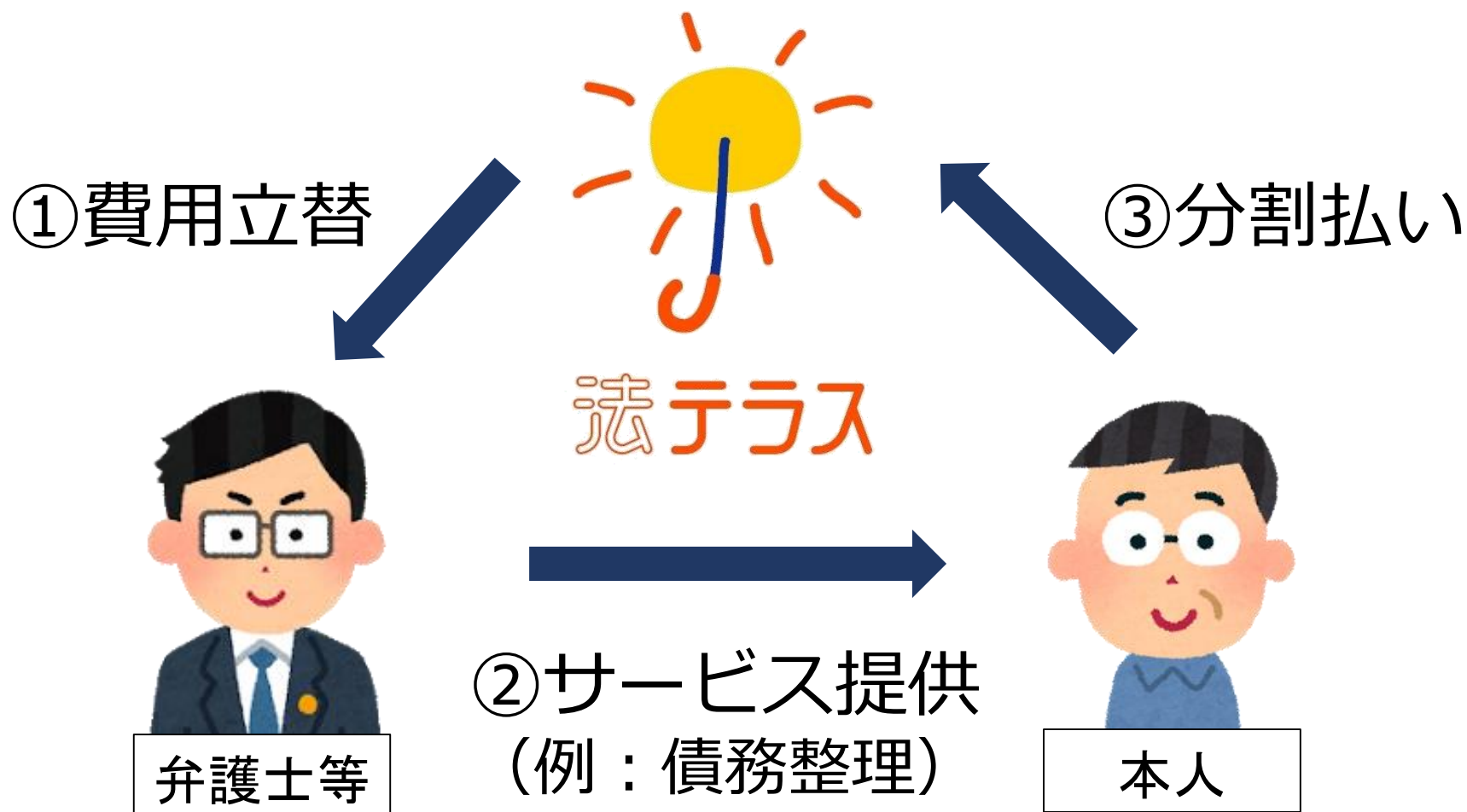
①法律相談



本人

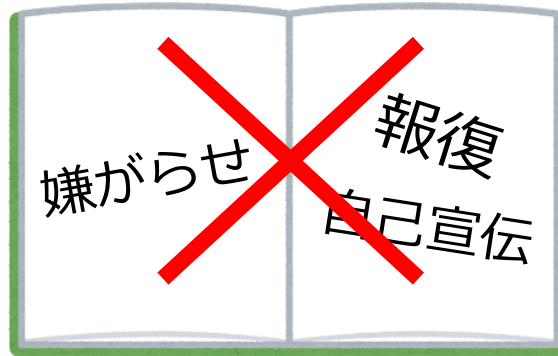
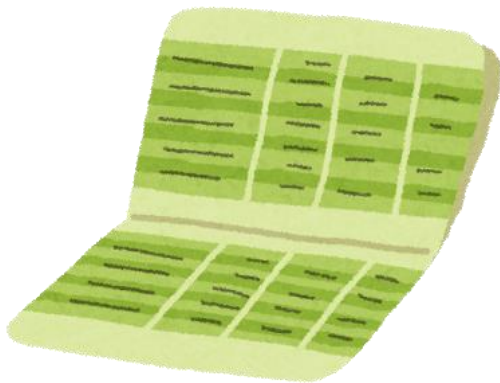
同一相談 3回まで 無料で法律相談

代理援助・書類作成援助（民事法律扶助）

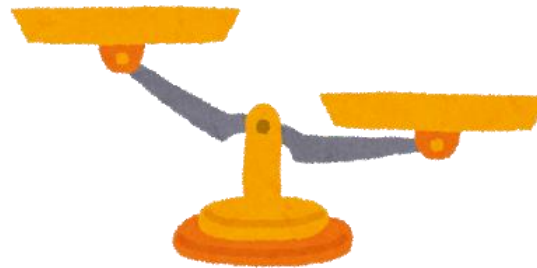


無利息で費用の立替

民事法律扶助の利用条件



目的



費用対効果



の見込みが
ないとはいえない

①一定の資力基準
(収入・資産)

②民事法律扶助
の趣旨に適する

③勝訴の見込み
(弁護士等の
費用立替の場合)

資力基準（収入・資産）の目安

家族の人数	月収	資産
1人	18万2000円以下	180万円以下
2人	25万1000円以下	250万円以下
3人	27万2000円以下	270万円以下
4人	29万9000円以下	300万円以下

上記の基準を基本として、

- ・ 地域
- ・ 家賃，住宅ローン
- ・ やむを得ない支出の有無

等の要素により，調整がなされます。

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

法律相談に
福祉関係者の皆さんも
同席することは可能？

福祉関係者同席による法律相談



本人及び弁護士等の同意があれば可能
(事案によっては同席いただいた方が望ましい)

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

法律事務所まで
行かなくても相談できる？

出張相談

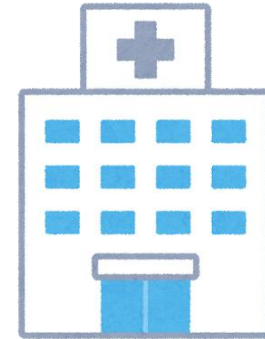


福祉施設やご本人宅に
弁護士等が出張して相談（利用条件あり）

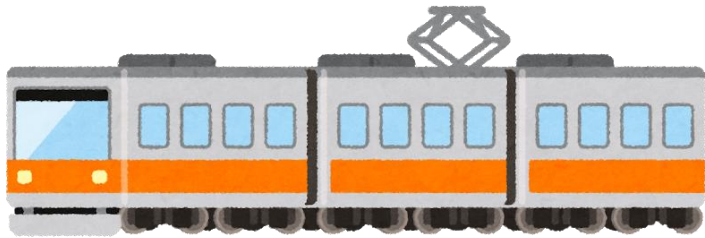
出張相談の利用条件



65歳以上の高齢者



心身に重度又は中度の障害のある方



法律相談の場所まで往復3時間以上
(公共交通機関)



その他やむを得ない事情がある方

上記のいずれかの事情で相談場所まで行くのが難しい方

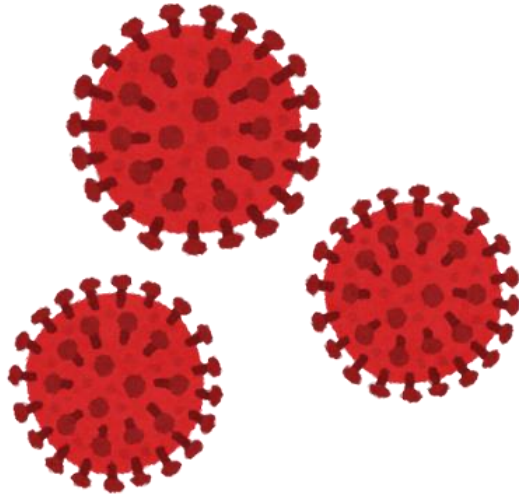
電話等相談



電話やオンラインでの法律相談
(オンラインについては地域により実施状況が異なります)

電話等相談の利用条件

緊急時電話等相談援助



新型コロナウイルス感染症対策
のため**期間限定**で実施

令和4年9月30日まで（令和4年6月1日現在）

通常電話等相談援助



- ①高齡者 ②障がい者
- ③遠隔地居住者 ④入院・入所者
- ⑤育児・介護のため相談場所まで
行くのが難しい方 など

いずれも まずは お近くの法テラス地方事務所へ お問い合わせください

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

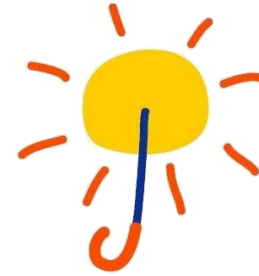
本人に代わって
福祉関係者の皆さんから
出張相談の申込はできる？

特定援助対象者法律相談援助

本人に代わり
出張法律相談
申込



福祉関係者



法テラス

相談担当
弁護士の調整

認知機能低下
問題気付かず



本人



弁護士等

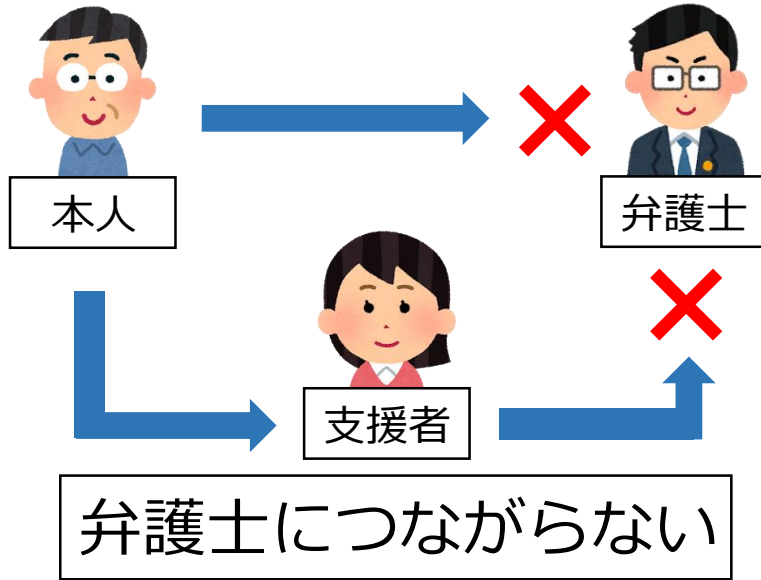
出張法律相談
実施

認知機能が十分でない方 が対象
資力のある方も利用可能 (相談料の支払いは必要)

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

債務整理を通じた役割分担
— 確実な家計再生のために —

破産免責に至らない主な原因



家計表や必要書類が用意できない



弁護士介入で安心
音信不通, 新たな借入・返済



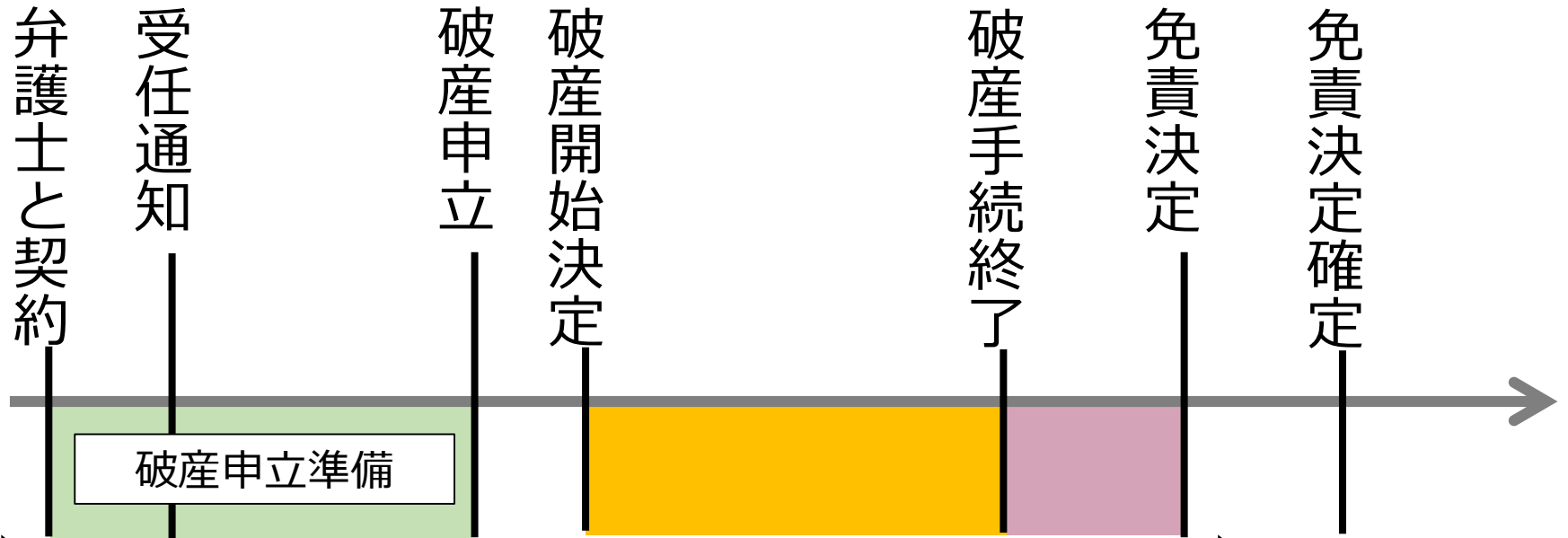
家計管理できず免責不許可事由あり

生活困窮者自立支援・支援調整会議（写真は岐阜県中津川市）

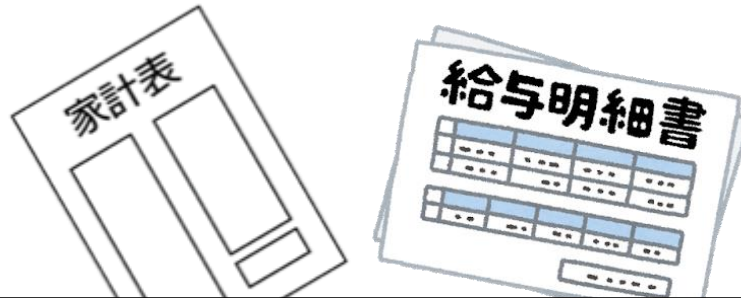


ケース会議・支援調整会議に
弁護士等も出席

破産手続における連携

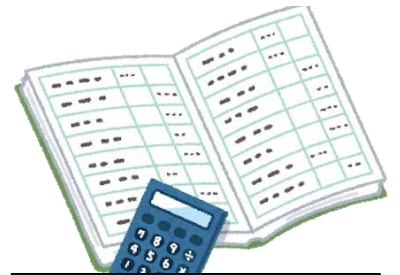


弁護士につなぐ



家計表の作成・必要書類の収集補助
+ 心理的なフォロー

家計管理定着？



事後のフォロー

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

近くに相談できる弁護士等が
いない時は？

事例検討会（写真は岐阜県恵那市）



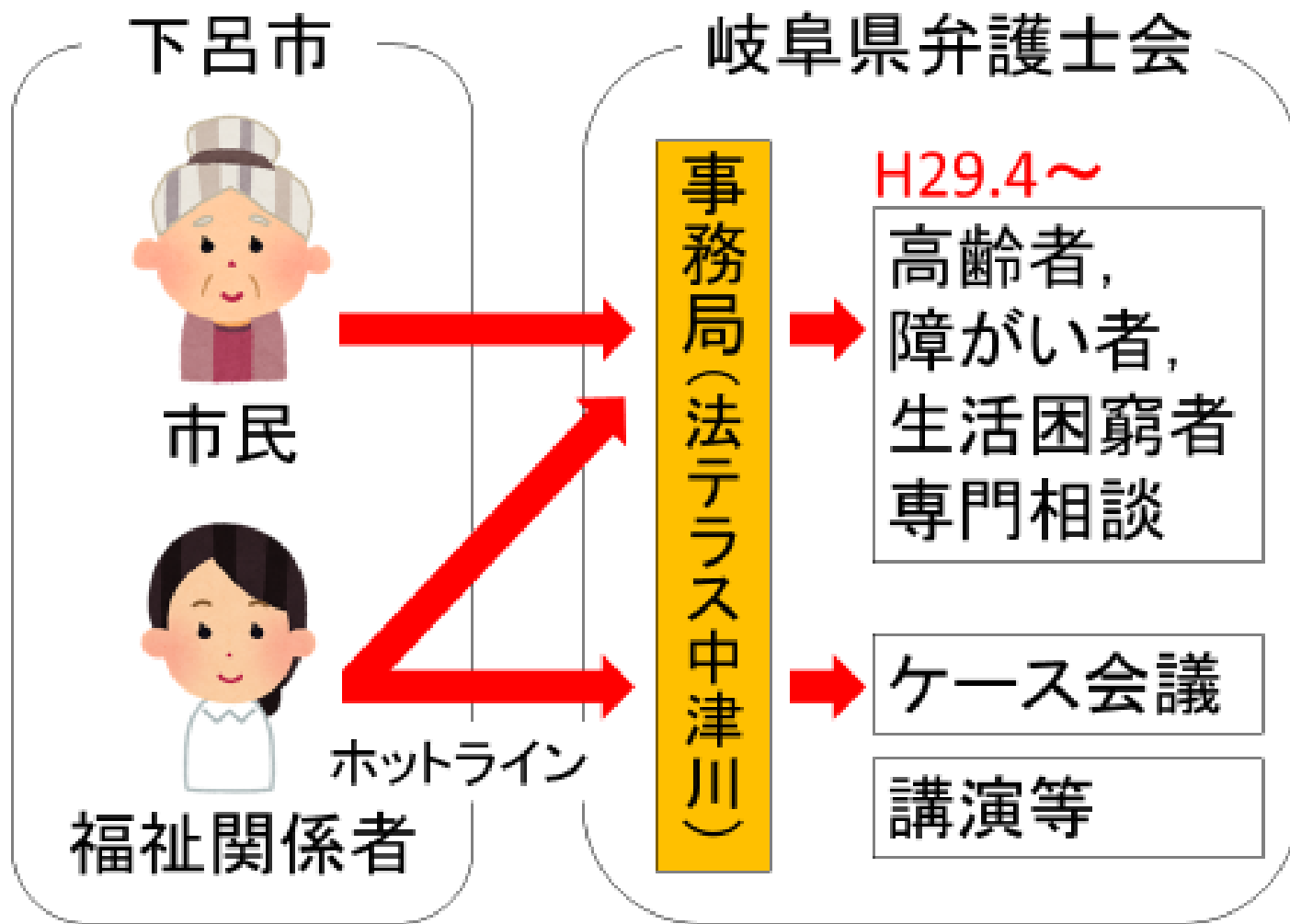
勉強会，事例検討会，ケース会議などで
「顔の見える関係」をつくる

福祉のための法律講座（写真は岐阜県下呂市）



講演，法律講座などをやってみる

高齢者・障がい者・生活困窮者専門相談（岐阜県下呂市の例）



弁護士会，法テラスと連携して，
地域共生に必要な「地域の司法インフラ」を整備する

家計改善支援における電話等相談の活用

(例) 法テラス地方事務所

(例) 自治体等の会議室



オンライン



弁護士等

福祉関係者

本人

弁護士が近くにいない遠隔地でも法律相談可能
(実施には調整が必要なため、法テラス地方事務所にご相談ください。)

うちの地域で



ズレれば・・・

とはいえ、地域の状況によって、
弁護士等が対応できる状況も様々・・・

法テラス公式YouTube

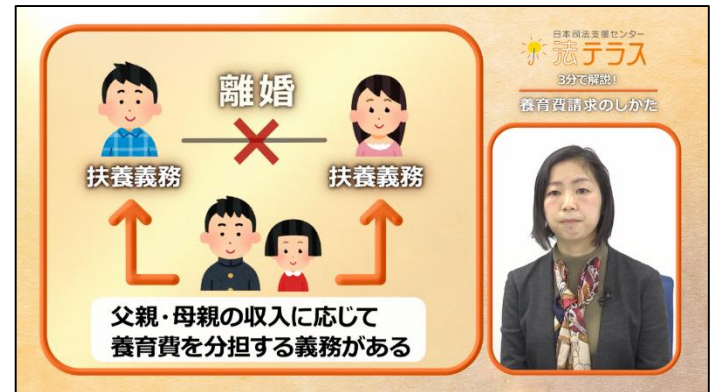
【福祉と司法の連携シリーズ】



上手な法的支援の使い方
福祉と司法の座談会

連携の進んでいる地域・機関の
福祉関係者の方と
法テラススタッフ弁護士の座談会

【3分で解説！シリーズ】



3分で解説！養育費請求のしかた

【URL】

<https://www.youtube.com/channel/UC0PpTUQPriW83GX8CFONJEg>



法テラス「企画室」



「司法も福祉の一部」です。お気軽にご相談ください。

【直通】050-3381-1576